

議会制度検討専門部会議事進捗(第9回)

開催日：平成30年8月17日

開催場所：第2委員会室

1. 前回開催分の会議要旨の報告について

- 前回の議会制度検討専門部会議事進捗の委員長案を委員に提示した。委員より訂正等意見の発言がなかったので公開することとした。

2. 議会制度検討専門部会による先進市の現地視察について

- 記録のため調査研究項目について振り返り議論をいただいた。

(要旨)

委員：大津市議会の取り組み、議選の監査委員の廃止については自分も委員経験者であるので複雑な思いもある。一方で理解できるところもある。専門家としての知識の限界。また議会局の能力の高さについては奈良市議会事務局も切磋琢磨していくべきと考える。

委員：大津市議会のペーパーレス化（タブレット活用）について関心を持った。災害時等の行政と議会の情報共有の即時性については今後の議会における検討事項と考える。

堺市議会については自治体規模も大きく異なるのでかけ離れているというイメージもある。ただ、方向性としては将来的に監査の導入も視野に入れていくべきと考える。

委員：大津市議会は、議員が率先して進めたというよりは議会局次長がリードをされているような印象があった。

委員：他の委員の意見と同じ印象。マニフェスト大賞などを受賞しているが、日々の議員活動が非常に膨大という話を大津市議会議員から聞いている。議選監査については住民監査請求で政務活動費の支出について議員が監査の対象になった場合に矛盾を含んでいる等の問題がある。一方で、議員としては監査業務に携わることで大変勉強にはなる。

委員：堺市議会、大津市議会も議会費が奈良市議会より多いのではないかと印象を受けた。堺市議会については不祥事があって外部監査を導入したという経緯がある。

その点奈良市議会は、不祥事等の指摘がされることもなく、それ以前から領収書公開を行っている点は自信をもって良いのではないかと。また大津市議会の議選監査については、監査委員は一人でも監査できることが保証されており、行政をチェックするのは議員であって、廃止によってその部分にコミットしないことは私としてはいかがかと考える。

委員：チーム議会としての議会局と議員が取り組んでいることが印象に残った。

委員：堺市議会について。堺市議会が飲食費を認めており、支出の按分を認めているなど、奈良市議会の政務活動費の取り組みについては先行しているのではないかと考える。

大津市議会について議選監査を廃止した場合、行政に対してのチェック機能の担保をどのようにするのかは今後の課題。ペーパーレス化については、経費削減効果は副産物であって、情報伝達の即時化のほうが大きいという議会局の考えも印象を受けた。

委員：堺市議会の外部監査については今後奈良市として導入するかどうかは検討の余地がある。

大津市議会はマニフェスト大賞を受賞したことが議会だよりに記載されている。しかし、奈良市議会は過去に日経グローバルの議会改革度調査で近畿で1位だった経緯もある。議会だよりの充実を図ることも大切ではないか。フェイスブックなどのSNSの活用も行うべきではないかと考える。

委員：事務局の色々な対応を確認することができた。市議会内部にいと事務局職員の考えを聞く機会がこれまであまりなかった。大津市議会の通年議会について、常任委員会の閉会中審査の観点で、本会議での議決がいろいろな点など参考になった。

委員：大津市議会の視察は個人的にお付き合いのあった議事調査課長へのコンタクトで実現したところ。今回の視察項目のみならず、事務局と議員が議会活性化のためにどのような方向性を導いていくのかという議論が奈良市議会でも必要と考える。

委員：堺市議会の視察については、税金を税金でチェックするという仕組みには問題があると感じた。仮に奈良市議会において実施するとするならば、内部監査の現行の仕組みに政務活動費の監査も対象とすることが考えられる。

議会としての監査機能をいかに高めるのかということも今後議論されたい。

3. 奈良市議会政務活動費の規定とルールの見直しについて

①ガソリン代の取り扱いの考え方及び日報の導入等について。

〈市内交通費の3つの論点〉

- ① 運行の日報記録とガソリン給油の領収書を添付、走行距離に給油単価を乗じた実費弁償とする。
- ② 市内ガソリン代は認めない。
- ③ 市内交通費は廃止し、一定の距離制限を設けた上で実費弁償を支給す

る。

- 委員より意見の概要は以下の通り。
 - ㊶ Aが妥当と考える。燃費のよい車かどうかによって、使用する議員によって同じ距離を走行しても差が出てくるという意見。
 - ㊷ 市内のガソリン代については認めない方向でよいのではないか。ただし、生活圏に公共交通機関の利便性が低い地域（都祁や月ヶ瀬など）については例外を認めるなども考えてはどうかという意見。
 - ㊸ これからのシェアリングエコノミーなどの動向を考えると、車を持たない選択肢も考えていく必要があるという意見。
 - ㊹ 議員自身が政務活動費を使用しているという説明責任を果たすことができればガソリン代の支出は問題ないとする意見。
 - ㊺ 市内でも市役所から遠方在住の議員については利用できる余地を残すべきという意見。
 - ㊻ 適用には反対である。政党活動との区別が必要であり、区別が難しいため監査請求を受けたときに住民への説明が難しいという意見。
 - ㊼ 都祁や月ヶ瀬の広報広聴の政務活動も考えたときAの選択肢もあるのではないか。例えば距離制限を設けるなどの選択肢もあるという意見。
- 議論の結果、㊸は廃案とし議員活動に関わることから慎重に審議を進めるため引き続き議論することとした。

〈市外交通費の論点〉

- ㊶ 現状の維持。
 - ㊷ 領収書を添付の上、走行距離に基づいて給油単価を乗じ実費弁償とする。
- 市外交通費の論点については、AとBの選択肢を両方残したまま、低いほうを採用するという意見もあるのではないか。
 - 下記4つの論点で、お持ち帰り協議をし次回にまとめることとした。
 - ㊶ A
 - ㊷ B
 - ㊸ AとB共に採用し金額の低い方を適用する
 - ㊹ 現行は1キロ当たり20円の支出。1キロ20円を下げる

②領収書の原本について、議長への報告時に原本提出及び保管することについて

- 領収書の原本提出については、奈良市議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正が必要。平成31年3月定例会をめぐり条例改正を行っていきたい。
- 委員会決定を行う必要がある。

- ・現行の領収書の写し提出から領収書の原本提出へ変更するのは、偽造防止などの目的のため。
- ③外部による監査の導入について
 - ・議論の結果、引き続き持ち帰り議論することとした。

4. 議会基本条例等の見直し項目の抽出について

- ①整理表に基づいて協議。
- ④ 質問時間の取り扱い方について。
 - ・正副委員長提案として、12月定例会で代表質問に限って片道保障をし、議員の質問時間は35分程度ではどうかと提案した。
 - ・12月定例会の内示会までに議会運営委員会で議論をまとめる必要があることから、先進事例の議会視察が必要と意見が出た。
 - ・委員より、現在は5会派だが、以前は7会派あった。会派数が減ったから今回試行実施するのかと質問があった。
 - ・委員長より、7会派だと代表質問が2日目に及ぶ。その後の一般質問への影響も考えると、今回は試行のタイミングとして適切であると回答。
 - ・賛成する意見が出され、時間が読めないデメリットはあるが、現状の答弁まで入れての質問時間とするのではなく、片道保障によって限られた時間での質問とすることで、議員の質問も要旨を捕らめた内容に変わるのではないかと意見が出された。
 - ・12月定例会の後に、試行したことを検証してはどうかと意見が出た。
 - ・委員長より、9月定例会の幹事長会で現状の議論を報告することとした。
- ⑤ 申し合わせ事項の規定と規範性の考え方について。
 - ・公明党会派の委員より、議会運営に関する申し合わせについてと、文書質問についての修正案の提案と説明があった。
 - ・議論の結果、持ち帰り協議することとした。
- ⑥ ペーパーレス化の推進について(議会棟のWi-Fi整備)。
 - ・委員長より、予算要望の時期が前倒しになっていることから、議会棟2FのWi-Fi整備を優先的に進めていきたいと提案があった。
 - ・あわせて、行政文書や議案書をメールで配信する前段階に当たって、議員がメールアドレスを使用しているか等のアンケート調査を行ってはどうかと提案があった。
 - ・各会派は専門部会の委員がとりまとめてはどうかと意見が出された。
 - ・無所属は酒井議員と正副委員長でとりまとめることとした。
 - ・アンケートについて、正副委員長で案を作成して進めることとした。
 - ・協議の結果、9月定例会の幹事長会で報告することとした。

- ④ 「災害発生時の議員行動マニュアルの策定」についての取り扱い方。
- 委員長より、所管として総務委員会が妥当ではないかと意見が出された。
 - 議論の結果、まずは、総務委員会の正副委員長に相談することとした。

5. その他

- ① 議会制度検討専門部会の特別委員会化について。
- 委員長より、この部会を特別委員会化して提示している条例改正に向けて進めていきたいと提案があった。ただし、特別委員会では公開されるため、協議会のかたちで非公開の場も設けてはどうかと提案があった。
 - 委員より、特別委員会は必要である。しかし、協議会の設置は今後の議論としたいと意見が出された。
 - 委員より、特別委員会設置の議論の必要性の意味について、議会運営委員会ではなぜだめなのかと質問が出された。
 - 委員長より、もともとこの議論が議会運営委員会で継続してされているのならば、議会運営委員会で条例改正についての決定ができるが、現状ではそうではない。また、議会運営委員会は無所属が参加できないが、特別委員会なら現状で無所属2名も参加できると答えた。
 - 議論の結果、9月定例会の幹事長会で現状の議論を報告することとし、持ち帰り協議し、次回に結論を出すこととした。
- ② その他の意見について発言がなかったことから、会議を閉じることとした。

6. 次回開催日時

- 協議の結果、次回の開催日時は9月定例会会期中の後半日程を予定し、日時は会期中に調整することとした。